

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

大阪府・兵庫県の産業別最低賃金

～ 産業別最低賃金の改定状況 ～



産業別	大阪府		兵庫県	
	時間額(円)	発行年月日	時間額(円)	発行年月日
繊維工業	—	—	762(759)	*H24.12.1
靴下製造業	—	—	751(751)	H21.12.1
塗料製造業	861(855)	H24.10.31	877(872)	*H24.12.1
鉄鋼業	856(850)	H24.11.1	857(852)	H24.12.1
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	842(836)	H24.10.31	840(835)	*H24.12.1
暖房装置・配管工事用付属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	842(836)	H24.10.31	—	—
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械、器具製造業	820(815)	H24.10.31	804(799)	H24.12.1
輸送用機械器具製造業	—	—	876(872)	H24.12.1
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	—	—	805(800)	*H24.12.1
各種商品小売業	—	—	775(771)	H24.12.1
自動車小売業	829(822)	H24.11.30	820(815)	H24.12.1
自動車・同付属品製造業	839(833)	H24.11.30	—	—
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	816(810)	H24.11.30	—	—

★表中の()内は改定前の金額、*印の欄については、公示前のH24.10.26現在での予定ですので、変更されることがあります。

★産業別最低賃金が決定されていない業種や職種は、地域別最低賃金の対象となります。大阪府最低賃金は800円、兵庫県最低賃金は749円です。